

平成 31 年度

水道用次亜塩素酸ナトリウム仕様書

仙台市水道局

## 1. 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

## 2. 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用次亜塩素酸ナトリウムは、JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）に定める「品質一級」と同等以上のものとする。

### (1) 品質

#### ①品質-1

浄水または浄水処理過程において、設定最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号 最終改正平成 26 年 2 月）の別表第一に掲げている基準に適合すること。

設定最大注入率は 100 mg/l とする（有効塩素 10%溶液に換算した値）。

#### ②品質-2

製品の品質は出荷時の試験成績とする。

項	目	品	質
有効塩素	%	12.0	以上
外観		淡黄色の透明な液体	
密度（比重）	(20℃)	1.16	以下
遊離アルカリ	%	2	以下
臭素酸	mg/kg	50	以下
塩素酸	mg/kg	4000	以下
塩化ナトリウム	%	4.0	以下

### (2) 評価方法

JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（平成 16 年 3 月，厚生労働省健康局水道課 最終改正平成 29 年 3 月）」に基づくこと。

## 3. 品質試験

落札候補者は、本局の指定する日までに製品の試験成績書又は品質保証を受けている場合、認証登録証の写しを提出すること。

また、本局の指定する日までに納入する製品のサンプルを提出し、確認を受けること。

なお、本局においては、納入期間中に適時納入製品を抽出し、品質の確認を行うことがある。

## 4. 契約方法及び契約期間

契約方法は 1 kg 当たりの単価契約とする。

契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

## 5. 納入

(1) 納入に際しては、事前に納入日、納入数量を本局が連絡するものとする。

(2) 大型タンクローリーでの 1 回の最低納入数量は、5,000kg とする。

(3) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質-2」）を提出すること。

(4) 納入品は、上記「3. 品質試験」を受けた製造工場の製品、または認証登録証により製品の品質の認証を受けた工場で作成されたものを納入すること。

(5) 搬入作業前及び終了後には、必ず本局の立会いのうえ確認を受けること。

(6) 工場から本局が指定する納入場所までの搬入、積み下ろし等の費用は全て納入業者の負担とする。

(7) 納入品の計量は、(社)宮城県計量協会、または計量法に基づく計量器により行い、計量証明書等を提出するものとし、その費用は全て納入業者の負担とする。

(8) 納入業者は、工場出荷後すみやかに納入場所に納入するものとし、また、納入まで、製品を適切に管理するものとする。

## 6. 納入場所

### (1) 大型タンクローリー

- |        |                   |             |
|--------|-------------------|-------------|
| ①茂庭浄水場 | 仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128 | 電話 281-2211 |
| ②滝原浄水場 | (茂庭浄水場に納入)        |             |
| ③野尻浄水場 | (茂庭浄水場に納入)        |             |
| ④国見浄水場 | 仙台市青葉区国見六丁目 51-1  | 電話 234-4236 |
| ⑤中原浄水場 | 仙台市青葉区芋沢字中原 24    | 電話 394-2507 |
| ⑥福岡浄水場 | 仙台市泉区福岡字台 103-2   | 電話 379-3633 |

### (2) 小型タンクローリー

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ①上追沢沈砂池   | 柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2  |
| ②太白配水所    | 仙台市太白区茂庭字馬越石 20-5    |
| ③大倉配水所    | (太白配水所に納入)           |
| ④芋峠配水所    | (太白配水所に納入)           |
| ⑤芋沢配水所    | 仙台市青葉区芋沢字横向山 32-1    |
| ⑥坪沼配水所    | 仙台市太白区坪沼字北ノ中 53-1    |
| ⑦錦ヶ丘配水所   | 仙台市青葉区錦ヶ丘 9 丁目 29-5  |
| ⑧湯元送水ポンプ場 | 仙台市太白区秋保町湯元字釜土南 13-6 |
| ⑨南中山配水所   | 仙台市泉区南中山 5 丁目 4-13   |
| ⑩高森配水所    | 仙台市泉区明通 1 丁目 201-21  |
| ⑪紫山配水所    | 仙台市泉区紫山 5 丁目 90      |
| ⑫松陵配水所    | 仙台市泉区松陵 3 丁目 60      |
| ⑬旗杵送水ポンプ場 | (太白配水所に納入)           |
| ⑭石神配水ポンプ場 | (太白配水所に納入)           |

### (3) 20kg 入り缶

- |         |                        |             |
|---------|------------------------|-------------|
| ①作並浄水場  | 仙台市青葉区作並字岳山 133 い 1 林班 | 電話 391-4211 |
| ②熊ヶ根浄水場 | 仙台市青葉区大倉字下窪 3-1        | 電話 391-2301 |

## 7. 納入予定数量

納入予定数量は、水質状況等により変更する場合があります、下記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

### (1) 大型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	茂庭 浄水場	滝原浄水場 野尻浄水場	国見 浄水場	中原 浄水場	福岡 浄水場
4月	40,000	（ 茂庭 浄水 場に 納入 ）	20,000	10,000	19,000
5月	50,000		30,000	10,000	19,000
6月	60,000		30,000	10,000	20,000
7月	60,000		30,000	10,000	20,000
8月	60,000		30,000	12,000	20,000
9月	50,000		30,000	15,000	20,000
10月	50,000		30,000	11,000	20,000
11月	40,000		30,000	10,000	19,000
12月	40,000		30,000	10,000	19,000
1月	40,000		20,000	6,000	19,000
2月	40,000		20,000	6,000	19,000
3月	50,000		20,000	7,000	19,000
計	580,000	480	320,000	117,000	233,000
合計	1,250,480				

## (2) 小型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	上追沢 沈砂池	太 白 配水所	大 倉 配水所	芋 峠 配水所	芋 沢 配水所	坪 沼 配水所	錦ヶ丘 配水所	湯元送水 ポンプ場
4月	異 臭 味 発 生 時	2,550	( 太 白 配 水 所 に 納 入 )	( 太 白 配 水 所 に 納 入 )	530	110	210	非 常 時
5月		3,200			900	170	240	
6月		3,700			690	180	310	
7月		4,040			710	190	320	
8月		3,310			700	230	330	
9月		4,080			680	290	310	
10月		3,880			750	270	370	
11月		3,530			670	200	320	
12月		3,850			700	190	310	
1月		3,240			520	170	240	
2月		2,100			430	150	170	
3月		3,560			590	230	250	
計		57,000			41,040	80	170	
合 計	122,350 (下表の合計含む)							

(単位：kg)

場所 月	南中山 配水所	高 森 配水所	紫 山 配水所	松 陵 配水所	旗杵送水 ポンプ場	石神配水 ポンプ場
4月	380	30	10	120	( 太 白 配 水 所 に 納 入 )	( 太 白 配 水 所 に 納 入 )
5月	430	40	10	130		
6月	440	50	10	150		
7月	540	40	10	150		
8月	500	60	30	200		
9月	520	70	15	210		
10月	550	90	15	220		
11月	480	80	10	230		
12月	530	60	10	210		
1月	390	30	10	220		
2月	300	40	10	130		
3月	340	40	10	130		
計	5,400	630	150	2,100		
合 計	(合計は上表に記載)					

(3) 20kg 入り缶

(単位：kg)

場所 月	作 並 浄水場	熊ヶ根 浄水場
4月		
5月	300	100
6月	300	100
7月	300	100
8月	300	100
9月	400	100
10月	400	200
11月	400	200
12月	400	100
1月		
2月		
3月	240	140
計	3,040	1,140
合 計	4,180	

8. 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、期限に関しては、水道局が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. その他

契約後、連絡体制表を提出すること。また、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の体制については、別途提出すること。

本仕様書に定めていない事項については、契約書と本局の指示による。

以 上